



UAゼンセン サイゼリヤユニオン

## サイゼリヤユニオン規約

目次		条	頁
第1章	総則	1～6	2
第2章	目的と事業	7～9	2～3
第3章	権利と義務	10～14	3～4
第4章	機関	15～16	4
第5章	大会	17～22	4～5
第6章	中央委員会	23～28	5～6
第7章	中央執行委員会	29～32	6～7
第8章	選挙管理委員会	33	7
第9章	役員	34～39	7～8
第10章	支部	40～42	8～9
第11章	賞罰	46～47	9
第12章	会計	49～55	9～10
第13章	書記局	56～59	10
第14章	付則	60～63	11

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この組合は、UA ゼンセン サイゼリヤユニオンと称する。

### 第2条 (主たる事務所の所在地)

この組合の主たる事務所は、東京都中央区日本橋浜町 1-4-16 浜町大森ビル 5F に置く。

### 第3条 (支部)

組合組織の効率的運営をはかるため、支部を置く。

必要がある場合には、分会を置くことができる。

### 第4条 (組織構成)

この組合は株式会社サイゼリヤの従業員で組織する。ただし、次の者は組合員となることができない。

1. 労働組合法により組合員となれない者
2. その他、中央執行委員会で決定した者

### 第5条 (法人)

この組合は、法人とする。

### 第6条 (上部団体)

この組合は UA ゼンセンに加盟する。

## 第2章 目的と事業

### 第7条 (目的)

この組合は、組合員の労働条件・労働環境・生活環境の改善、向上を図ることを目的とする。

### 第8条 (事業)

この組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 労働協約の締結および改定
2. 労働協約の改善向上をはかること
3. 労使協議を通じて経営民主化をはかること
4. 福利厚生ならびに組合員の相互扶助に関すること
5. 教養と文化に関すること
6. 同一目的を有する他団体との協議提携に関すること

7. 集合業務に必要な調査ならびに研究を行なうこと
8. その他目的達成のために必要なこと

#### 第9条（専門委員会）

前条の事業を遂行するために中央執行委員会のもとに、次の専門委員会を置くことができる。

1. 人事政策委員会
2. 政治委員会
3. 職場環境向上委員会
4. ダイバーシティ委員会
5. チャレンジド委員会
6. 準社員委員会
7. 活動活性化委員会
8. その他必要とされる委員会

### 第3章 権利と義務

#### 第10条（平等の原則）

何人もすべて平等な権利を有し、いかなる場合においても人権、宗教、性別、門地、身分等によって組合員としての資格をうばわれることはない。

#### 第11条（権利）

組合員は次の権利を有する。

1. 組合の行事に参加し、利益をうけること
2. 各機関と役員 of 行動について報告を求め、自由に意見を表明すること
3. 組合の会計について報告を求め、自由に意見を表明すること
4. 定められた会議に出席して発言し、議決に加わること
5. 役員その他あらゆる組合代表者の選挙権、被選挙権を有すること
6. その他組合員は組合のすべての問題に参与する権利および均等の取り扱いを受ける

#### 第12条（義務）

組合員は次の義務を負う。

1. 綱領・規約を守り、機関の決定に従うこと
2. 定められた組合費を納入すること
3. 定められた会議および行事に出席すること
4. 役員に選ばれた時は正当な理由なくして就任を拒否することはできない

#### 第13条（資格の取得）

組合員の資格は組合加入届その他の方法によって加入意思が確認された時より始まる。

#### 第 14 条 (資格の喪失)

組合員は次の場合、組合員としての資格を失う。

1. 第 4 条の規定により組合員としての身分を喪失したとき
2. 組合を除名されたとき

## 第 4 章 機関

#### 第 15 条 (機関の種類)

この組合に次の機関を置く。

1. 本部
  - (1) 大会
  - (2) 中央委員会
  - (3) 中央執行委員会
  - (4) 選挙管理委員会
2. 支部
  - (1) 支部（職場）集会

#### 第 16 条 (機関の成立および権限)

各機関は決議権を有する構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、決議は特に定めるものの外、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

ただし、(1) 支部（職場）集会 についてはこの限りではない。

## 第 5 章 大会

#### 第 17 条 (大会の構成および権限)

大会は組合の最高決議機関であって、役員および大会代議員をもって構成する。

#### 第 18 条 (大会の開催と召集)

大会は定期大会と臨時大会の 2 種類があり、定期大会は毎年 1 回中央執行委員長が召集し、臨時大会は中央執行委員会の議決により必要と認められた時、または組合員の 3 分の 1 以上の要求があった時は、1 ヶ月以内に中央執行委員長がこれを召集する。

#### 第 19 条 (大会代議員の選出と任務)

1. 大会代議員は毎年 8 月末日現在の組合員数をもとに次の比率により、組合員の直接無記名投票によって選出する。

- (1) 支部ごとに組合員 300 名につき 1 名とし、端数は切り上げる。
- (2) 組合員 300 名に満たない支部であっても、各支部 1 名は選出する。
2. 大会代議員に選任される資格のある者は、組合員歴が、選出に関する告示がなされた時点で通算 2 年以上ある者とする。
3. 前項の代議員は大会開催の 10 日前までにその氏名を中央執行委員長に連絡するとともに、大会開催 1 週間前までに支部組合員に知らせなければならない。  
ただし、緊急を要する臨時大会はこの限りではない。
4. 大会代議員は大会の経過および決定された事項について、支部組合員に報告しなければならない。

#### 第 20 条 (大会の告示)

大会の開催日時、場所、議案、その他大会に必要な事項について、中央執行委員長は 10 日前までに組合員に告示しなければならない。ただし、緊急を要する臨時大会はこの限りではない。

#### 第 21 条 (大会付議事項)

大会に付議すべき事項は次のとおりとする。

1. 綱領、規約の改正
2. 諸規則・規定の改廃
3. 年次活動および事業報告
4. 年次活動方針と事業計画
5. 同盟罷業権の確立および行使
6. 年次会計報告と予算
7. 上部団体への加入および脱退
8. 組合員の除名
9. 役員を選出および解任
10. 組合の合併または解散
11. その他特に必要な事項

#### 第 22 条 (大会運営)

大会の運営は別に定める「議事運営規定」による。

## 第 6 章 中央委員会

#### 第 23 条 (中央委員会の構成および権限)

中央委員会は大会につぐ決議機関であって、役員および中央委員をもって構成する。

#### 第 24 条 (中央委員会の開催と召集)

中央委員会は中央執行委員長が召集する。

#### 第 25 条 (中央委員の選出と任務)

1. 支部長は支部内で大会代議員の互選により定める。各支部に 1 名を選出し、中央委員を兼任する。
2. 中央委員の任期は翌定期大会までとする。
3. 中央委員は、中央委員会の経過および決定された事項を、支部組合員に報告しなければならない。

#### 第 26 条 (中央委員会の告示)

中央委員会の開催日時、議案、その他委員会に必要な事項については、中央執行委員長は原則として 3 日前までに中央委員に告示する。

#### 第 27 条 (中央委員会の付議事項)

中央委員会の付議事項は次の通りとする。

1. 大会から委任された事項
2. 諸規則・規定の改廃
3. 中央執行委員会からの報告および提案議案
4. 活動および事業の中間報告
5. 労働協約実施にともなう問題および苦情処理
6. 上部団体の決議機関に提案ならびに付議された事項
7. 諸規定および諸規則の制定・改廃に関する事項
8. 対外役員および各種委員の選出に関する事項
9. その他重要な事項

#### 第 28 条 (中央委員会の運営)

中央委員会の運営については、「議事運営規定」を準用する。

## 第 7 章 中央執行委員会

#### 第 29 条 (中央執行委員会の構成)

中央執行委員会は組合の執行機関であって、会計監査を除く役員をもって構成する。

#### 第 30 条 (中央執行委員会の権限)

中央執行委員会は次の権限を有す。

1. 組合業務の執行
2. 大会および中央委員会に提出する議案の作成および審議
3. 予算案および会計報告書の作成
4. その他、大会および中央委員会から特に委任された事項

#### 第 31 条 (中央執行委員会の開催と召集)

1. 中央執行委員会は中央執行委員長が随時召集する。  
ただし、中央執行委員の要望があった場合は、その都度召集しなければならない。
2. 中央執行委員会の議長は中央執行委員長がこれにあたる。

#### 第 32 条 (中央執行委員の選出と任務)

1. 中央執行委員は第 36 条の定めにより選出する。
2. 中央執行委員会は大会および中央委員会に対して一切の責任を負うことを任務とする。

## 第 8 章 選挙管理委員会

#### 第 33 条 (性格)

1. 組合役員の選挙に関し、公正かつ民主的に行うため選挙管理委員会を置く。
2. 運営については別に定める「選挙規定」によって行う。

## 第 9 章 役員

#### 第 34 条 (役員 of 名称)

この組合に次の役員を置く。

1. 中央執行委員長 1 名
2. 中央執行副委員長 若干名
3. 中央執行書記長 1 名
4. 中央執行書記次長 若干名
5. 中央執行委員 若干名
6. 会計監査 若干名

#### 第 35 条 (役員 of 権限および任務)

役員 of 権限および任務は次の通りとする。

1. 中央執行委員長は組合を代表し業務を統轄する。
2. 中央執行副委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長 of 事故ある時は、その職務の一部を代行する。
3. 中央執行書記長は中央執行委員長 of 命を受け、会計業務・判子、通帳および重要書類 of 管理等 of 書記局を統轄し全般 of 業務を掌握する。また、中央執行委員長 of 事故ある時は、その業務を代行する。
4. 中央執行書記次長は中央執行書記長を補佐し、中央執行書記長 of 事故ある時は、その職務 of

一部を代行する。

5. 中央執行委員は各専門部の業務を分担し、組合の日常業務を執行する。
6. 会計監査は会計を監査し、その結果を大会に報告する。

#### 第 36 条 (役員を選出)

1. 役員に選出される資格のあるものは、次を充足するものとする。  
組合員歴が、選出に関する告示がなされた時点で通算 3 年以上あること。
2. 規約第 34 条に基づく役員のうち、定数が若干名である役員については、告示前の中央執行委員会において、その定数を具体的に定めなければならない。
3. 役員を選出は、大会代議員の直接無記名投票による。その方法については、別に定める「選挙規定」による。ただし、特別中央執行委員は中央執行委員長の委任により任命される。

#### 第 37 条 (役員任期)

1. 役員任期は大会から翌年の大会までの 1 年とし、再選は妨げない。
2. 役員に欠員が生じた時は、これを中央執行委員会が代行を任命し、任期満了までの期間、その任務を代行させることができる。

#### 第 38 条 (公職ならびに上部団体役員)

この組合より上部団体の役員ならびに公職に立候補または就任しようとする場合は、中央執行委員会の承認を必要とする。

#### 第 39 条 (顧問)

1. この組合に顧問をおくことができる。
2. 顧問は次に該当する者のうちから、中央執行委員長が任命する。

(1) 本組合の活動発展向上のために有益な助言および活動をなすもの。

#### 第 40 条 (参与)

1. この組合に参与をおくことができる。
2. 参与は組合の上部団体、または組合が認めた友好団体に組合の命により就任した時に、その就任期間中、大会の議を経て、中央執行委員長が任命する。
3. 参与は、組合の要請に応じて、諸機関に出席して意見を述べるることができる。

#### 第 41 条 (特別中央執行委員)

1. 組合に特別中央執行委員若干名を置くことができる。
2. 特別中央執行委員は、中央執行委員長により任命される。
3. 特別中央執行委員は 中央執行委員を補佐し、特命を受けた任務を遂行するとともに組合
4. 業務および組合の各種会議に参加することができる。
5. 特別中央執行委員は、本章にいう役員には含まれない。

## 第10章 支部

### 第42条 (支部の設置)

規約第3条に基づき、株式会社サイゼリヤの本部、各工場に対応し、同本部・1工場ごとに支部を設置し、同本部・同工場所属の組合員をもって構成する。店舗については、別途定める管轄地域ごとに支部を設置し、同管轄地域所属の組合員をもって構成する。

### 第43条 (支部の役割)

支部は、大会・中央委員会・中央執行委員会（以下「上位機関」という）の経過や決定事項等を支部に属する組合員に周知するとともに、組合員らの要望等を本部に報告・伝達する。

### 第44条 (支部長の選任およびその任務)

1. 支部長は支部内で大会代議員の互選により各支部ごとに1名を定め、次回大会までを任期とする。
2. 支部長は支部の業務を分担し、中央委員を兼任する。
3. 支部長は副支部長を指名することができる。
4. 副支部長は支部長を補佐する。

## 第11章 賞罰

### 第45条 (表彰)

組合員が、組合の発展または事業に多大の功労があった時、もしくは特に模範となるべき行為のあった時には、中央執行委員会の議決を得て表彰する。表彰方法はその都度決定する。

### 第46条 (制裁)

制裁についての基準、方法および査問委員会の運営については別に定める「査問委員会規定」による。

## 第12章 会計

### 第47条 (会計)

会計は次の方法により運営する。

1. 組合の会計は一般会計と特別会計とする。

2. 特別会計は罷業資金、その他組合が特定の事業を行なうために必要ある時は、大会の議決を経て別に設ける。
3. 特別会計より一般会計に資金の繰り入れを必要とする時は、中央執行委員会の議決を経なければならない。
4. 会計に関する規定は別に定める「会計規定」による。

#### 第 48 条 (収入)

この組合の費用は組合費および寄付金によって賄う。

#### 第 49 条 (組合費)

組合員の組合費は次の通り定める。ただし、休職中の組合員の組合費は徴収しないこととする。

##### 1. 正社員

基本給の 1.8%とし、上限を 5,000 円に定める。毎月の給与よりチェックオフする。(年 12 回)

##### 2. 準社員 (社会保険加入者)

基本給の 1.8%とし、上限を 980 円に定める。毎月の給与よりチェックオフする。(年 12 回)

##### 3. 準社員 (社会保険非加入者)

基本給の 1.8%とし、上限を 480 円に定める。毎月の給与よりチェックオフする。(年 12 回)

#### 第 50 条 (組合費の払戻し)

組合員が納めた組合費は理由のいかんを問わず一切払戻しはしない。

#### 第 51 条 (予算と決算)

予算は年度の始めに大会に提出し、その承認を受けなければならない。また、年度の終わりには全ての財源および使途等経理状況を示す会計報告を、組合員によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人による正確であるとの証明書を附して大会に提出し、その承認を受けなければならない。

#### 第 52 条 (賦課金)

特に必要があるときは中央執行委員会の決議により賦課金を徴収することができる。

#### 第 53 条 (会計年度)

この組合の会計年度は、毎年 9 月 1 日より翌年の 8 月 31 日とする。

## 第 13 章 書記局

#### 第 54 条 (書記局)

組合業務を処理するために書記局を置く。

第 55 条（専従役職員）

組合は必要に応じ専従役員（会計監査を除く）または職員を置くことができる。

第 56 条（専従者の任免）

専従者の任免については大会の承認を得なければならない。

第 57 条（専従役職員の服務および服務）

専従役職員の服務については別に定める「専従者規定」による。

## 第14章 付則

### 第58条 (細則の制定)

この規約施行についての必要な細則は、大会および中央委員会の議決を経て別に定める。

### 第59条 (疑義)

この規約に明文のない事項または疑義の解明は、中央執行委員会で行なう。

### 第60条 (規約の改正)

この規約の改正は代議員の直接無記名投票による過半数の賛成を得なければならない。

### 第61条 (実施期日)

この規約は2003年11月 1日より実施する。

2004年10月13日より改定し実施する。

2005年10月12日より改定し実施する。

2006年10月12日より改定し実施する。

2007年10月10日より改定し実施する。

2008年10月 8日より改定し実施する。

2009年10月 7日より改定し実施する。

2011年10月 5日より改定し実施する。

2013年10月 9日より改定し実施する。

2014年10月 8日より改定し実施する。

2016年10月 8日より改定し実施する。

2017年10月19日より改定し実施する。

2018年10月 5日より改定し実施する。

2019年 7月 9日より改定し実施する。

2020年10月30日より改定し、第51条は2021年4月1日より実施する。

2021年10月 8日より改定し実施する。

2022年10月14日より改定し実施する。

2023年10月27日より改定し実施する。

2024年10月24日より改定し実施する。

以上